



保税業務管理者研修会

令和元年10月



門司税関

監視部保税地域監督官

▼ **保稅**という言葉については、關稅法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**關稅の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。

しかしながら、輸入貨物が再輸入免稅適用貨物である場合のように、必ずしも關稅や内國消費稅が課される訳ではなく、徴収すべき稅が存在しない輸入貨物が多いのも事實です。

▼ **保稅**の意義については

輸入貨物について

・ **本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の**

輸出貨物について

・ **輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の**

これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保稅制度**」と総称していると言われています。

▼ 以前から、「**保稅は關稅法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**關稅法の原点**」という意味合いがやや薄れてきたことは否めません。

しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保稅制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

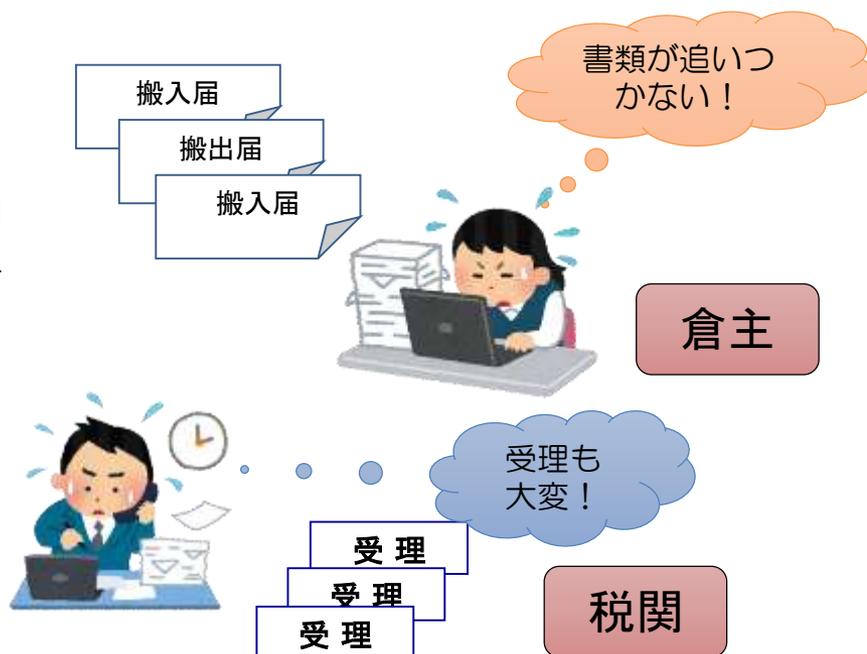
1. 自主管理制度について P 1
2. 社内管理規定について P 5
3. 保税地域における
 非違・事故の状況について . P 9
4. 保税地域に対する
 処分規定について P 19
5. 適正な貨物管理のために P 30
6. 密輸防止に関する覚書
 (MOU) について P 38
7. 保税地域におけるテロの
 未然防止強化について . . . P 41

1. 自主管理制度について

直接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた。

貿易量の増大による官民事務量の増大



間接管理

- ◆ 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- ◆ 昭和47年 自主管理制度導入
- ◆ 平成4年 CP整備の指導開始
- ◆ 平成9年 完全自主管理体制に移行
- ◆ 平成12年 CP整備を基本通達化

社内管理規定
(CP=Compliance Program)

倉主等による自主的な外国貨物の管理

税関は許可時・許可期間更新時の審査、業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理



【自主管理の基本的な考え方】

● 税関は

倉主の皆様が、

- ・ 関税関係法規のルールを遵守するという **信頼感**を持ち、
- ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって **自主的、かつ的確**に行われることを **期待**しています。



● 倉主の皆様は

自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を **自主的に処理** することになります。



つまり、**自主管理**において、

◆ 倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、

- ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの**事実を迅速、かつ、的確に記帳**することになります。

◆ 税関は、事後又は臨時的において、

- ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
- ・ 倉主が **自ら定めたルール** に沿った貨物管理状況の的確性を確認します。

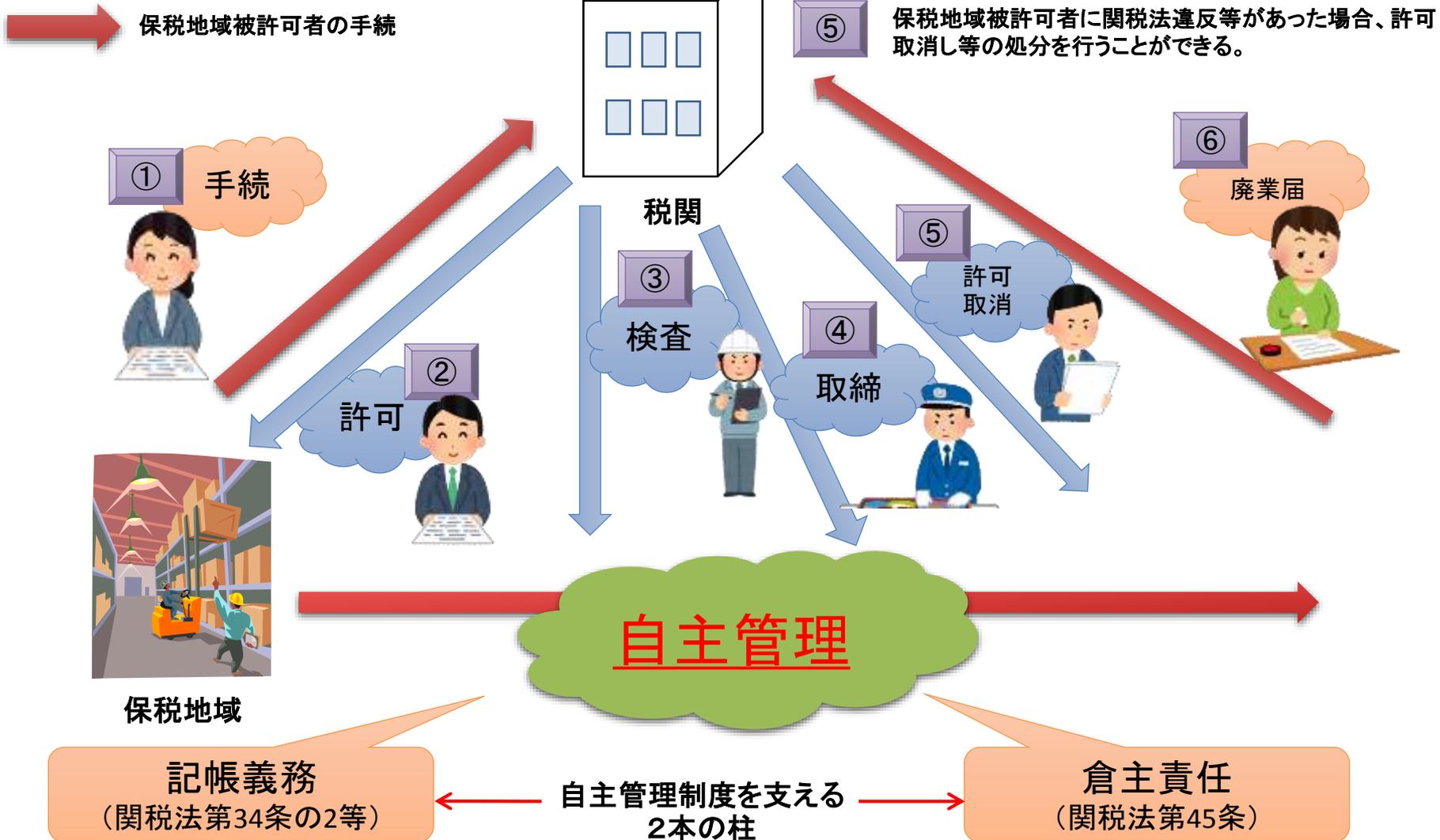


**税関と倉主との
信頼関係が大事**

1. 自主管理制度について

税関業務

保稅地域被許可者の手続



貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入・取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ、的確に記帳する義務がある。

管理している外国貨物が亡失・滅却した場合、当該貨物にかかる関税の納付義務が課される

2. 社内管理規定について

社内管理規定（CP：Compliance-Program）

CPは大別すると「保税地域における貨物管理方法とその手続体制の整備」、「保税業務を行なう全従業員に対する教育・研修の実施」、「内部監査人による内部監査の評価、改善」と主に3つのカテゴリに分けることが出来、適正な貨物管理を行なう上では、いずれも欠けてはならないものです。



2. 社内管理規定について

貨物管理・手続体制

- ・貨物の搬出入に係わる保税台帳の確実な記帳
- ・搬入、蔵置、貨物取扱い、搬出の各段階における管理手続等についての規定
- ・貨物の保全
- ・税関への通報

教育・研修

- ・社内管理規定の方針及び手続きの理解
- ・関係法令の遵守、税関周知事項の徹底
- ・社内管理規定における各人も職務を明確把握させるための教育、訓練

評価・監査制度

保税地域における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守・実施されていることを確認するため内部監査人による定期評価、監査の実施

貨物管理を担保するための規定

1. 貨物管理者の記帳義務 (関税法第34条の2)

貨物管理者は、外国貨物及び輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、搬出入等の際に、品名、数量等を記載しなければならない。

2. 被許可者の関税納付義務 (関税法第45条)

保税地域にある外国貨物が亡失又は滅却された場合には、被許可者に対して、関税の納付義務が課せられる。また、外国貨物が亡失した場合は、その旨を税関に届け出なければならない。

3. 保税業務検査、取締り (関税法第105条第2号等)

適正な貨物管理を確保するために、保税地域の巡回による確認・指導や定期的な頻度による立入検査を実施

4. 保税蔵置場の許可取消し等 (関税法第48条)

被許可者及び役員、その他従業者等が保税業務について関税法に違反したとき、許可要件(欠格事由)に該当したときは、保税蔵置場の許可の取消し等の処分が可能



処分基準(関税法基本通達48-1)に基づき、搬入停止又は許可取消し処分を決定

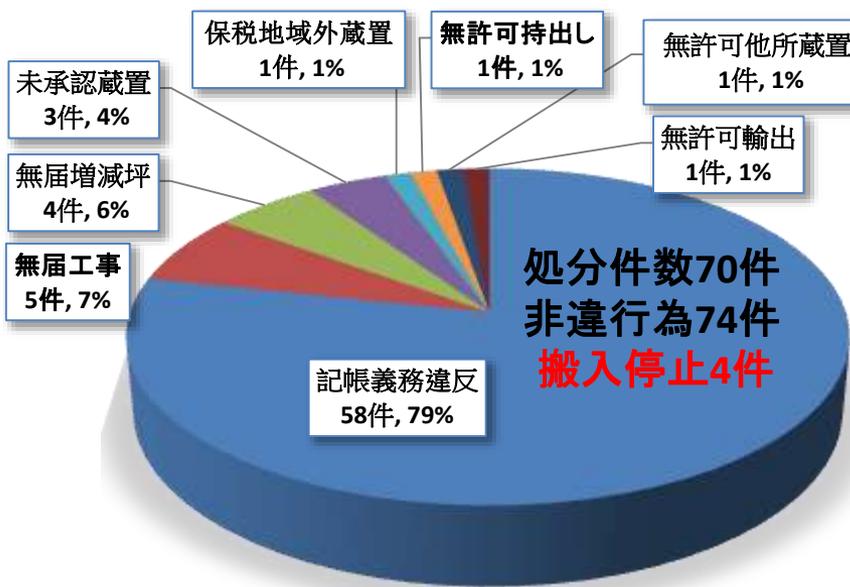
3. 保税地域における 非違・事故の状況について

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違・事故の発生割合・態様(H30年)

※H30.1.1～H31.12.31

◎非違の発生割合・態様



平成30年の非違は全国で70件。
行為は74件で搬入停止処分を受けた保税地域は4か所。
約8割が記帳義務違反によるもの。
倉主からの申出により減算を受けた保税地域は38件54%

【具体的事例】

○記帳義務違反に関するもの

未記帳: 見本持出確認登録(MHO業務)漏れによる未記帳
誤記帳: 輸出許可日とすべきところ、申告日を記帳
在庫していない貨物を電話連絡のみで搬入したと記帳
誤搬出: 輸入許可未済貨物を許可済みと誤認し、搬出
取得漏れ: NACCS管理資料の取得漏れ

○その他

無届工事: 蔵置場内の施設改修工事にあたり届け出を失念
手続漏れ: 蔵置期間を失念し、承認を受けることなく長期蔵置
保税地域外蔵置: 外国貨物の取扱作業を保税地域外で実施。

◎事故の発生割合・態様



【具体的事例】

○内貨誤搬出: 輸出許可前貨物に誤って輸出マークを貼付して
搬出後、その他の貨物とバン詰めし輸出

○積み残し: 輸出貨物のバン詰めに際して数量確認を怠ったため、積み残しとなった

○亡失: フォークリフト作業中、液体貨物を転倒させ破損・流出

非違の原因などについて、
次のページでもう少し
見てみましょう



3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違及び事故の発生原因について

- ★非違態様別の主な内容（関税法基本通達48-1(1)ハ(イ) 別表1 基礎点数 2～3点）
- ・ 記帳義務違反 ... 貨物の誤搬出、輸出貨物の積残しに起因する記帳誤り。
NACCS管理資料の取得忘れによる保税台帳未作成。
 - ・ 未承認行為 ... 計算ミスによる原料、製品数量の記帳誤り。（保税工場）
保税運送承認を受けずに搬出、運送。
 - ・ 無届行為 ... 蔵置期間超過による蔵入承認、移入承認の申請忘れ。
保税地域内での工事に伴う工事届提出忘れ。
許可区域を他社に賃貸し作業させていた。⇒いわゆる“坪貸し”
廃棄届を提出せずに外国貨物を廃棄処分。

★非違を起こしてしまった主な原因

- ・ ヒューマンエラー ... 「～だろう」、「いつもと同じ」と言った“思い込み”や“うっかりミス”。
業務輻輳や時間に追われ、書類と現物との対査を怠った。
担当者（部門）間の連絡ミス、担当者交代の際における引き継ぎ忘れ。
- ・ 認識不足 ... 法令等、知識の不足。
税関や上司等に相談することなく、自己の誤った判断で処理した。
- ・ CP遵守の欠如 ... 手順書どおりの作業を行っていなかった。（ダブルチェック等）
内部監査を行っていなかったため、倉主自ら非違の発見が遅れた。

非違の内容や原因は、全国的にも、また、過去を通じても同じです。

社内体制そのものに問題あり？



- ★搬入停止となった要因（関税法基本通達48-1(1)ハ(ロ)～(ホ) 別表2 加算点数表）
- ・ 加算要素 ... 過去3年の間に同様の非違があった。（5点～10点の加算）
役員、主要従業者が関与。（10点～30点の加算）
故意に行われた非違。（10点の加算）
 - ・ 減算要素 ... 倉主自らの申し出ではなく、保税業務検査等、税関からの指摘により発見されたもの（合計点数から1/2の減算が認められなかった）

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違事例① 記帳義務違反

態様	内容
記帳義務違反	棚卸作業を行ったところ、輸入許可未済貨物を搬出していたことが判明した。CPの不備により搬出時に輸入許可書を確認していなかったことに起因する。また、当該申し出の他、内容点検の記帳を怠っていた事実も判明した。

この非違事例にあるようにCPに規定された貨物管理と現実の手続きが乖離していると事故が発生する可能性が高くなります。

CPは自社保税地域における外国貨物の取扱いを定めた**大原則**です。

CPが自社保税地域の貨物取扱いの作業手順に合っているかを定期的に確認・見直しするとともに保税業務担当職員全員がCPの内容を熟知している必要があります。



- ① 事故を発生させないためにCPが自社保税地域の貨物取扱いの作業手順に合っているか定期的に確認・見直しを行いましょう。
- ② CPを自社保税地域における保税業務担当者全員に周知する。
- ③ また、貨物管理責任者や保税担当者の作業を統一するため、誰でも作業内容がわかる作業手順書の作成が有効です。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違事例② 記帳義務違反

態様	内容
記帳義務違反	新規担当者が、NACCSの民間管理資料の取得は1年後に行えば良いとの引継ぎを受け、長期間にわたり当該資料の取得が行われず、責任者による確認もされていなかった。管轄税関の税関検査の通知を受け、当該社が確認を行い発見に至った。

NACCS配信の民間管理資料を取得することで保税台帳としている保税地域は、管理資料の取得を忘れると、その期間の貨物について、未記帳となる恐れがあります。保税台帳として必要な民間管理資料名、配信日を担当者はきちんと把握しておくとともに、担当者が不在となった場合にも他の作業者が同様に作業できるよう業務手順書の作成が重要となります。



Point!



人事異動による担当者間での引継ぎにおいては、

- ①口頭引継ぎではなく、業務手順書による引継ぎ
- ②保税台帳の必要性等、保税業務に対する認識をきちんと後任者に伝達する。
- ③民間管理資料の取得に際し、取得の確認をダブルチェックする。

といった対応により発生を防ぐことが可能です。また、担当者が長期不在となった場合でも同様に作業が出来るよう業務手順書の作成が重要となります。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違事例③ 記帳義務違反

態様	内容
積み残し及び誤搬出	現場責任者は、通関業者から、輸出申告前貨物の一部が航空貨物での輸出となったことから抜き取るよう連絡を受けた。現場責任者は担当者に対し、抜き取るべき貨物を指示したが、指示が不明確であったことから、担当者は指示のあった貨物と他の貨物と取り違えて抜き取ったため、積み残し及び誤搬出となった。

この非違事例は、連絡を受けた現場責任者と担当者間で意思疎通が上手くいかなかったため発生しました。口頭による伝達方法だけでは聞き間違い等あるかもしれません。また、忙しいと現場責任者に聞き返すことが出来ないかもしれません。

保税担当者と保税担当者、保税担当者とは各責任者との連絡体制の構築は適正な貨物管理を行う上で非常に重要です。



Point!

適正な貨物管理を実施するためには、保税担当者とは保税担当者、また、保税担当者とは各責任者との連絡体制がきちんと構築されている必要があります。

例えば、口頭での伝達の他に指示を記載したメモも渡す。必要に応じて責任者が指示した作業後、ダブルチェックを行う等相互の連絡体制の構築を図るようにして下さい。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違事例④ 収容能力増減等の届出義務違反及び記帳義務違反

態様	内容
・収容能力の増減等の届出義務違反 ・記帳義務違反	保税業務検査において、保税地域の一部を賃貸借契約により他社に貸し出し、減坪届の提出を怠っていたことが判明。 また、インボイスに記載のない貨物について記帳を怠っていたことも判明した。

保税地域において、許可申請書類や増減坪届等に基づき外国貨物の蔵置出来る保税エリアが決められております。

保税エリアは外国貨物を取扱う区域として税関が認めているエリアですので、この非違事例のように第三者に内国貨物であろうと貨物を取扱う場所として認めている場所ではありません。

また、搬入時、インボイスに記載のない貨物は、数量オーバーできちんと搬入を取り、不明な貨物については荷主等にきちんと確認することが重要です。



- ①税関に届出ている保税エリアを常に把握し、保税エリアに変更が発生する場合は事前に保税部門に相談する。
- ②インボイスに記載のない貨物は数量オーバーで搬入し、詳細不明な貨物であれば荷主等にきちんと確認を取る。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違事例⑤ 収容能力増減等の届出義務違反

態様	内容
収容能力の増減等の届出義務違反	保税蔵置場A社が旧知のB社役員からの依頼により保税地域の一部について賃貸契約を締結。賃貸された場所に内国貨物のみならず外国貨物を搬出入していたにもかかわらず、貨物管理について、A社の担当者は関与せず、B社の従業員が行っていたことが判明。自社の貨物管理にかかる社内規定を遵守せず、賃貸場所の減坪届の届出を怠った。

この非違事例にあるように保税エリアの一部を賃貸すると、外国貨物を取扱うことが出来ないB社社員がA社の保税エリアに自由に立ち入り出来る状態となり、外国貨物の保全体制が不十分となります。保税地域の許可基準にある通り、倉主は保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図る必要があります。



- ①保税地域の責任者及び保税担当者の全員が、「保税地域は、外国貨物を取扱う特別な場所であり、貨物管理には重責が生じている。」ことをきちんと意識してることが、適正な貨物管理の始めの一步。
- ②保税貨物の保全に影響があるか判断が難しい場合は、お気軽に管轄の保税部門へご相談下さい。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違事例⑥ 収容能力増減等の届出義務違反

態様	内容
収容能力の増減等の届出義務違反	保税地域内の撤去工事を何ら税関に連絡することなく行った。保税担当者が、当該工事に係る税関手続きは不要であると考えた税関手続きに関する知識の欠乏、認識誤りが原因である。

この非違事例は、保税担当者が保税地域における税関手続きを正しく把握していなかったことから非違が発生しました。

保税エリア内で工事を行なう場合、工事期間中は保税エリアが減少することが見込まれます。また、工事期間中、工事関係者等が保税エリアに立入ることから外国貨物の保全体制についても注意する必要性があります。



- ① 自社保税地域内で工事を行う際には、保税エリアの増減があるか確認し、事前に管轄の保税部門へ「工事届・貨物の収容能力増減等の届」を提出する。
- ② 責任者、保税担当者を含めた保税業務に係る研修を定期的に実施する。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

非違事例⑦ 無許可他所蔵置

態様	内容
無許可他所蔵置	保税エリアとフェンスを隔てて隣接する保税エリア未許可部分に、他所蔵置許可を受け ることなく、輸入許可未済の外国貨物を蔵置していた。

この非違事例は、担当者の知識不足によるところが大きいです。が、外国貨物は決められた保税エリア以外に置くことは出来ません。

このような事故が起きない様に保税業務担当者は自社保税地域の保税エリアを常に把握しておくとともに、第三者が見ても保税エリアが判別出来る様にラインを引く、間仕切りをする等して明確に保税エリアと他エリアを区画分けすることが重要です。

もし、繁忙期等で貨物量が増加する見込みがある場合は、事前に「貨物収容能力増減等の届」を管轄税関の保税部門に提出する必要があります。



- ①保税地域の責任者及び保税担当者の全員が、「外国貨物は決められた保税エリア以外に置くことは出来ない」ことをきちんと意識するよう周知する。
- ②保税地域の責任者等は、自社保税地域の貨物許容量をきちんと把握し、繁忙期等で貨物の増大が見込まれる場合は、事前に管轄の保税部門に相談する。

4. 保税地域に対する 処分規定について

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

通称、ヨンパチ処分と称しています！



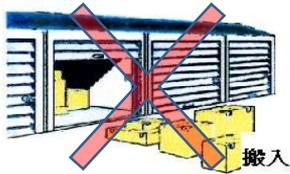
処分の種類

指定保税地域

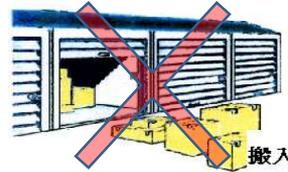
保税蔵置場

保税工場

搬入停止
処分



搬入停止
処分



搬入・保税
作業停止
処分



許可取消



許可取消



4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

処分の事由

関税法第48条第1項

指定保税地域

保税蔵置場・保税工場

第1号

「**貨物管理者**」「**被許可者**」が

(その代理人、支配人その他の従業者を含む)

代理人・支配人…総合責任者
その他従業者…上記以外の
保税業務従事者

保税業務について**関税法の規定に違反**したとき

第2号

「**被許可者**」について

保税蔵置場・保税工場

欠格条項

関税法第43条第2号～第10号のいずれかに

該当することとなったとき

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

処分の事由

欠格条項（関税法第43条）

第2号・・・関税法違反により通告処分以上の処分を受けた。

第3号・・・関税法以外の法令違反により、禁錮以上の刑に処せられた。

第4号・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は傷害罪等の刑法上の罪を犯して、罰金以上の刑に処せられた。

第5号・・・暴力団員等である。

第6号・・・役員、代理人、支配人その他主要な従業者が①～④のいずれかに該当する。

第7号・・・暴力団員等によりその事業活動を支配されている。

第8号・・・資力が薄弱である等保税業務を遂行するのに十分な能力がない。

第9号・・・場所又は設備が不適當である。

第10号・・・保税蔵置場としての利用見込み又は価値が少ないと認められる。

【指定保税地域】

【保税蔵置場、保税工場】

関税法第41条の2第1項

関税法第48条第1項

第1号

第2号

「指定保税地域の業務」
について関税法の規定に違反
した場合

「保税蔵置場・保税工場の業務」
について関税法の規定に違反
した場合

「保税蔵置場・保税工場の欠格条項」に該当した場合

「関税法第43条第2号、第6号」

- ・被許可者、役員等が関税法の規定に違反した場合

「関税法第43条第3号～第10号」

- ・被許可者、役員等が関税法以外の法令に違反した場合
- ・暴力団排除要件に該当した場合
- ・資力、業務遂行能力、場所(施設)的要件、量的要件に該当した場合

処分内容の決定(点数制)

処分内容の決定(点数制以外)
(関税法基本通達48-1(2)ロ)

関税法基本通達48-1(1)

①基礎点	別表1
②加算点	別表2 (加算点数表①～③)
	故意による加算
③減算	申出等による減算



合計点 上記① + ② - ③

関税法基本通達48-1(2)イ

①基礎点	別表3
②加算点	別表2 (加算点数表②)
③減算	申出等による減算



合計点 上記① + ② - ③

指定保税地域

- ・処分なし
- ・搬入停止処分

保税蔵置場・保税工場

- ・処分なし
- ・搬入停止処分
- ・保税作業停止処分
- ・許可の取消し処分

保税蔵置場・保税工場

- 許可の取消し処分等

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表1)

非違の態様	基礎点数
	10件以下
1. 禁止されている行為 を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該 許可又は承認を受けることなく当該行為を行う こと。 保税地域外蔵置、無許可見本持出、未承認運送、搬入停止処分中の搬入etc.	3
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該 届出、報告等又は記帳を怠 ること。 無届廃棄、記帳漏れ、虚偽の記帳、無届工事、亡失についての無届etc.	2 (注2)

(注1)

(注1) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算。

(注2) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算することになるが、合計点数は60点を限度とする。

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表① 関与者による加算】

関与者	加算点数
被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

※代理人又は支配人・・・総合責任者

※主要な従業者・・・貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者等

【加算点数表② 過去の搬入停止処分歴による加算】

期間	加算点数
A 搬入停止期間中	基礎点数×2+10
B 処分通知日から1年以内が経過(Aを除く)	基礎点数×1.5+10
C 処分通知日から1～2年が経過	基礎点数+10
D 処分通知日から2～3年が経過	基礎点数×0.5+10

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表③ 過去に搬入停止処分に至らない非違があった場合の加算】

期間	加算点数
非違が最後に行われた日から1年以内	10
非違が最後に行われた日から2年以内	7
非違が最後に行われた日から3年以内	5

加算点数(関税法基本通達48-1 (1)ハ(ハ))

【非違が故意に行われた場合の加算】

- ◆ 非違が関税ほ脱若しくは無許可輸入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合・・・20点
- ◆ 上記以外の理由で非違が故意に行われたと認められる場合・・・10点

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ニ))

【自発的に非違があった旨の申し出があった場合の減算】

(基礎点数+加算点)の1/2に相当する点数を減算。

ただし...

- ◆ 税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合
 - ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でない認められる場合を除く

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ホ))

【直ちに再発防止のための方策を講じた場合】

10点を限度として減算。

ただし...

- ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でない認められる場合を除く

社内管理体制の改善等

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第2号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表3)

罰 条	点 数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
法第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となった罰条の点数	

➡ 上表に加え、前3ページの加算・減算がされる

4. 保税地域に対する処分規定について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号・第2号)

合計点数が...

10点以下 ⇒ 原則、処分なし

11点～99点 ⇒ 搬入停止処分(注1)

(60点以上 ⇒ 場合により(注2) 許可取消し)

100点以上 ⇒ 原則、許可取消し

(注1)10点を超える点数1点につき1日として算出した日数に相当する期間

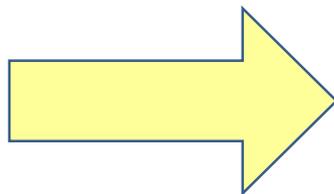
(注2)今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断した場合

5. 適正な貨物管理のために

5. 適正な貨物管理のために

適正な貨物管理のために望ましい管理体制

内部監査人からの
牽制



管理・監督者の
独立性の確保

監査結果を踏まえた
改善措置要求

各々が求められる役割を
適切に果たすことで適正
な貨物管理を行なうこと
が出来ます！

報告、連絡、相談

貨物管理体制の
維持・向上

研修・教育の実施

実務担当者による
相互確認体制の確立



5. 適正な貨物管理のために

社内教育の重要性

関税法基本通達34の2-9 社内管理規定の整備

(6) 教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。



★保税業務を適切に行ううえで、社内教育（研修や訓練）は大変重要です。

★被許可者の役員、従業者のみならず、業務委託先の役員、従業員に対しても同等の教育が必要です。

★定期的に社内教育を実施することで、個人や部門単位はもちろん、社としても意識向上が図られることで、非違等を未然に防ぐ効果が期待できます。

社内教育を疎かにすると…

➢ 保税業務の認識が希薄 ⇒ 適正な貨物管理の履行に影響

非違の発生！

搬入停止等の処分

最悪の場合、
許可取消となることも…

関税法第43条第8号、関税法基本通達43-1(1)(ロ)で、「業務遂行能力がない」と判断される可能性



5. 適正な貨物管理のために

社内教育を実施するにあたって

社内教育は、勉強会を実施したり、講習会に参加する等、さまざまな方法がありますが、各事業者において、有効な教育訓練を計画的に実施願います。

例えば

★保税制度や法令関係ならば…

○研修会等に参加し、社内で二次研修を実施する。

研修会資料については、電子データ（PDF）によるご提供も可能です。

○関連資料を活用する。

これまで社内において入手している関連資料等を活用して研修を行う。

※なお、税関や関税協会保税部会から周知事項があれば、必ず社内周知してください。



★日常業務に関することであれば…

○始業時や定例のミーティングなどを利用して、情報共有する。

⇒ヒヤリとした事例が起こったとき

当事者だけが「助かった…」で済ますのではなく、ミーティング等で注意喚起するなどして、共通認識を持ちましょう。

⇒対処法などを税関やNACCSセンターに相談したとき

些細な相談であっても、記録として残したり、ミーティング等で周知しましょう。

保税業務は個別判断となるものが多く、必ずしも過去の事例をそのまま当てはめて

処理できないこともあります。基本的な解釈や日常業務における参考となります。

※CPの手順書に加え、相談や対処事例等のハンドブックを作るなどもひとつの方法です。



5. 適正な貨物管理のために

内部監査の必要性



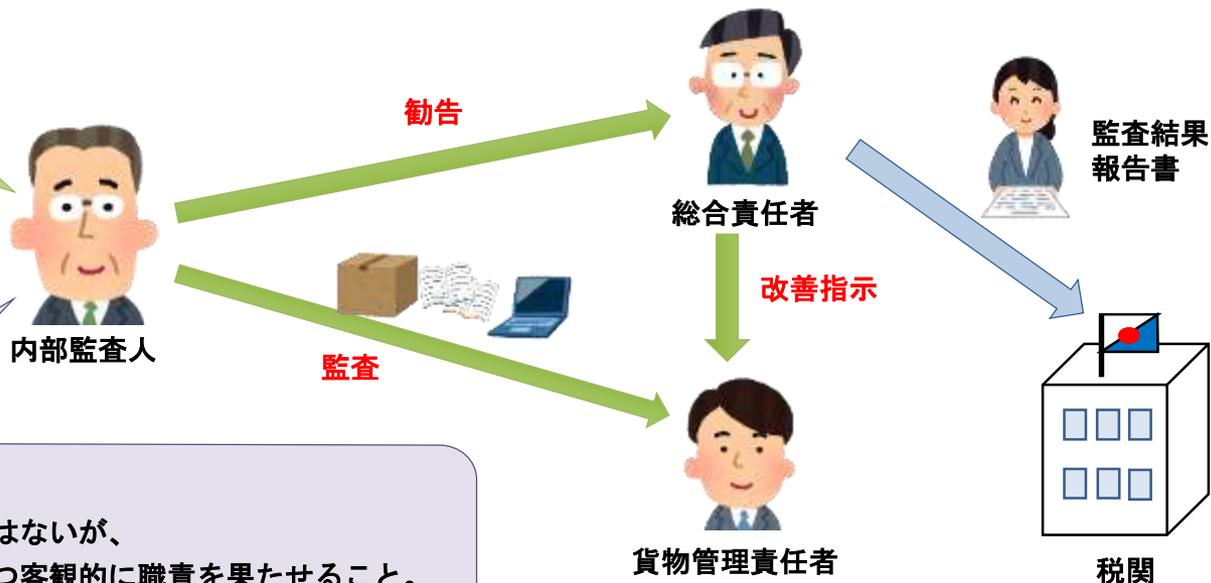
なぜ内部監査は必要なの？

関税法基本通達34の2-9 (社内管理規定の整備)

(7) 評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

被許可者の従業員ではあるが、主要な従業者（総合責任者・貨物管理責任者等）とは別であるべき。



内部監査人は、
○会社法でいう「監査役」等である必要はないが、
○十分な保税業務の知識を有し、公正かつ客観的に職責を果たせることが求められます。

5. 適正な貨物管理のために

内部監査で期待される効果



非違等の防止

保税非違が発生する原因として、CPの遵守が徹底されていないことが挙げられます。保税非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、改善に取り組むことが非違等の発生を未然に防止することにつながります。

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違があった事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ることによって、税関が保稅業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる（合計点数から1/2の減算）場合があります。また、早期の発見により改善策が講じやすくなるほか、改善策を速やかに実行することで、処分の基準となる「処分点数」がさらに軽くなる（合計点数から10点の減算）場合があります。

最後に、
内部監査人のみなさまへ

企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。

形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査を行っていただくようお願いします。

5. 適正な貨物管理のために

貨物管理における留意すべき事項とその対応

区分	留意すべき事項
搬入関係	<ul style="list-style-type: none"> * 貨物搬入時、貨物管理担当者の立会い * 到着リマーク（貨物の過不足等）の記帳 * 保税台帳、タリーシート、NACCSの搬入情報等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬入防止）
蔵置関係	<ul style="list-style-type: none"> * 貨物取扱の内容（内容点検、改装仕分、マーキング等）の記帳 * 検査指定票への到着年月日・確認印の押印漏れ * 保税地域の境界線を明確にする（線引き、保税エリアの表示） * 差し札等で外国貨物と判別出来るように確実な表示
見本持出し	<ul style="list-style-type: none"> * MHO登録可能期間内であったが、輸入許可済で貨物情報が削除されたため登録が不可となり、未記帳（可能な限り早い段階で入力） * MHO未送信による未記帳
保税台帳関係	<ul style="list-style-type: none"> * 関係帳票の確実な保管 * NACCSの民間管理資料を保税台帳（CSV方式）とした場合、CSVデータの取得漏れ
搬出関係	<ul style="list-style-type: none"> * 輸出しようとする貨物の輸出取止めによる内貨引取年月日の記帳 * 古包装材廃棄時、古包装材引取願書の税関への事前提出 * 貨物搬出時、貨物管理担当者の立会い * 保税台帳、輸出許可書、NACCSの輸出許可通知書等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬出防止）

左の表は、外国貨物の取扱いにおいて、留意すべき事項をまとめたものです。

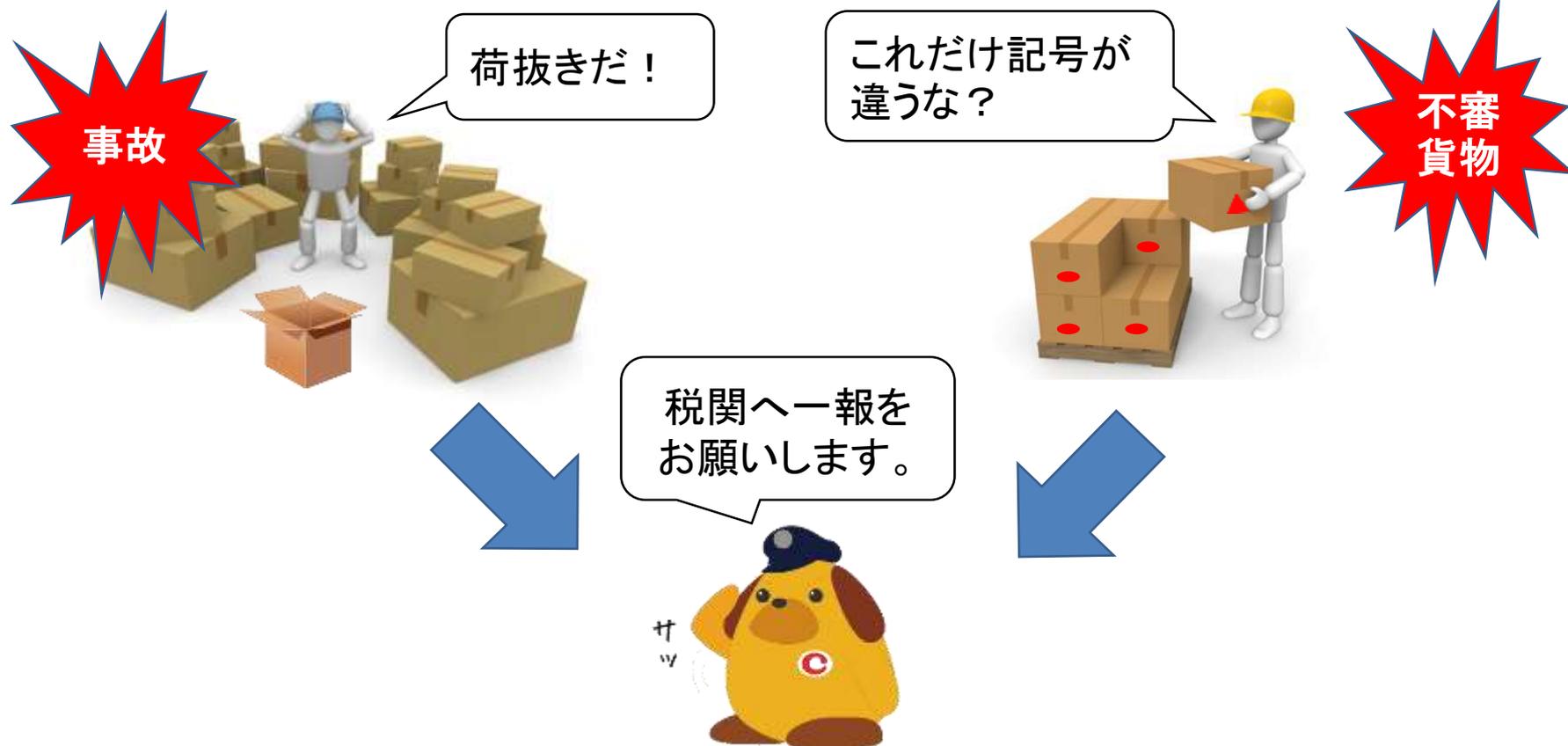
★ダブルチェックの実施

★担当者への意識付け等対策を講じておきましょう。



税関への通報体制

もし、事故が発生した場合や保税地域内で不審な貨物を発見した場合等、管轄の保税部門へ一報する体制を構築し、各責任者と担当者に周知されているか確認し、徹底していただくようお願い致します。



6. 密輸防止に関する覚書 (MOU)について

不正薬物等密輸防止のための覚書 (Memorandum Of Understanding)



不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等の密輸防止のための
門司税関と公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会会員との協力に
関するガイドライン(平成30年10月1再締結)

【目的等】

- 不正薬物等の密輸防止のための税関と保税会会員との協力を強化すること。
- 不正薬物等の問題に対する保税会会員の認識を高めること。
- 不正薬物等の密輸の防止について、保税部会会員の自主的活動を促進すること。
- 保税会会員の取扱貨物・施設等が、不正薬物等の密輸に利用されることを防止すること。
- 税関による取り締まりとの調和を図りつつ、保税部会会員の円滑な業務の遂行を最大限促進すること。

など

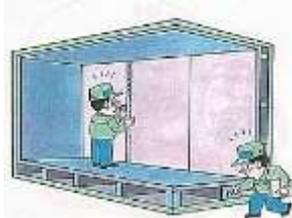
税関への情報提供について

○ 情報提供の事例

あなたの回りにこんな貨物や問い合わせがありませんか・・・？

【外見が不自然な貨物】

- (1) 異常に嚴重な梱包がされている貨物
- (2) 開梱された形跡のある貨物
- (3) 同種の貨物で重量、寸法が異なる貨物
- (4) ケース番号、マークの色、書き方が他と異なっている貨物
- (5) 珍しい記号、目印のある貨物



【不自然なコンテナ】

- (1) シールが破損・改造等異常な場合
- (2) ペンキ、溶接跡が不自然である
- (3) 修繕・加工がされており、素人工事である
- (4) 天井、壁がベニヤ・鉄板で覆われている
- (5) 外壁に不審な加工がされている

【配送先が不自然】

- (1) 急な配送先の変更
- (2) 特定の貨物について配送を急ぐ
- (3) 貨物を駐車場、アパート、ホテル、私設私書箱へ配送させる



【不自然な問い合わせ】

- (1) 輸入名義人以外からの問い合わせ
- (2) 特定貨物について頻繁な問い合わせ
- (3) 身分を明かさないうでの問い合わせ
- (4) 連絡が一方向的で、相手の連絡先が不明



【通関依頼が不自然】

- (1) 通関を異常に急いでいる
- (2) 暴力団らしき者からの依頼
- (3) 蔵置場所、名義者が転々としている
- (4) 一見の客と思われる者からの依頼
- (5) 内容点検、税関検査に異常な指示・注文がある

【取引形態が不自然】

- (1) 荷主以外からの保管料等の支払い
- (2) 仕出地、中継地等のルートが不自然

搬出入・蔵置中の貨物、何かおかしいと感じたら、些細なことでも直ちに責任者に伝え、税関へ連絡を！

7. 保税地域におけるテロの 未然防止強化について

テロ対策 日本全国で強化中！

2019年は天皇陛下の退位と即位、G20、ラグビーワールドカップなど大規模イベントが目白押し。2020年にはオリ・パラが開催。外国からヒトやモノの往来が活発になります。

日本でテロは無理と思わせることが重要！

テロ防止！

STOP! TERRORISM

テロは、ヒトやモノの往来が盛んな時に隙について発生することが多いので、税関もテロ対策を強化しています。



門司税関 監視部統括監視官(保税部門)

○ e-mail アドレス moji-hozei@customs.go.jp

○ TEL 050-3530-8388 ○ FAX 093-332-8398



税関からのお願い！



次のような場合は、税関に一報ください。

- 不審な人物の接触はありませんか？
 - ☞ 貨物の管理状況や、税関検査の頻度を問合せしてくる部外者はいませんか？
- 不審な問合せはありませんか？
 - ☞ 荷主や部外者で蔵置中の貨物がいつ搬出されるのか、頻繁に問合せしてくる人いませんか？
- いつもとは違う形態の輸入はありませんか？
 - ☞ いつもは小ロットで輸入しているのに、突然大ロットで輸入して、配送先がいつもと違う場合などはありませんか？



不審な貨物はありませんか？

次のような場合は、決して貨物に触れることなく、最寄りの警察に110番通報、税関にもお知らせ下さい。

- ☞ 置き去り？ 見慣れない貨物はありませんか？
- ☞ 油染みがあったり、異音、異臭はしませんか？
- ☞ 必要以上に頑丈に梱包してませんか？
- ☞ 粘着性のものや粉末状のものが付着してませんか？

💡 不審に思ったら、すぐに行動！
職場で定めた通報体制で行動しましょう！

(ご参考) 税関における広報活動



<税関Twitter>

http://twitter.com/Custom_kun



<税関face book>

<http://www.facebook.com/Japan.Customs>

<税関ポスター>

カスタム君のプロフィール

誕生日	11月28日
身長	180センチメートル
体重	90キログラム
特徴	まん丸い目とコロコロとした体
お仕事	税関のイメージキャラクターとしてPR活動を行っており、密輸取締強化期間などに行われる、イベント・キャンペーンで活躍しています。



このほか、税関HP (<http://www.customs.go.jp/>) も運営しています。

密輸に関する怪しい情報を見聞きしたら、密輸ダイヤル(0120-461-961(シロイ・クロイ))へ!

ご清聴ありがとうございました。
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

門司税関管内においては、皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官
TEL：050-3530-8387

門司税関監視部統括監視官(保税部門)
TEL：050-3530-8388
E-mail：moji-hozei@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。

